

恵庭市地域防災計画・恵庭市水防計画の修正について

■ 恵庭市地域防災計画の修正

1. 恵庭市地域防災計画の目的

恵庭市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、恵庭市防災会議が作成する計画であり、市域における防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。（一般災害対策編、地震災害対策編、火山災害対策編）

2. 計画修正の趣旨

平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風など近年発生した災害の検証及び新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえた防災基本計画の修正等、国の各種制度改正を踏まえ北海道地域防災計画が修正されたことから事項及び恵庭市において見直しが必要と考えた事項について、恵庭市地域防災計画の所要の修正を行う。

3. 修正の概要

(1) 道の地域防災計画の修正に伴う修正

- ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、住民主体の取組の支援・強化の追記 【一般・地震】
 - ・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を追記 【一般・地震】
 - ・平常時の備えとして、自動車へのこまめな満タン及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保を追記 【一般・地震】
 - ・地域防災力向上のため、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者等の避難行動への理解促進等に努める 【一般】
 - ・市町村が備蓄すべき物資に、マスクや消毒液等の感染症対策等を踏まえた物資を明示 【一般】
 - ・要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、学校を指定避難所として指定する場合の教育活動の場であることへの配慮について追記 【一般】
 - ・市の避難対策として、浸水想定区域などを表示した図面、災害に関する情報伝達方法、指定緊急避難所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、配付その他必要な措置を講ずるよう努めることの追記。
- また、ハザードマップ等には、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル 4 で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めることの追記 【一般】
- ・避難勧告等に対する警戒レベルを明確にして、避難行動について具体的でわかりやすい内容とするよう

- 配慮 【一般】
- ・収容避難所を開設する際の安全性の確認や感染症対策として平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局との連携や、ホテルや旅館等の活用の検討を追記 【一般】

(2) 恵庭市の主な修正

- ・恵庭の「まち」全体としての防災意識の向上の追加 【一般】
- ・非常持出用品の備蓄の啓発や平常時の備えとして、自動車へのこまめな満タン及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保を追記在宅の要支援者への支援の一部修正 【一般】
- ・外国人に対する対策として、やさしい日本語による広報の充実を追記 【一般】
- ・要配慮者利用施設の指定 【一般】
- ・業務継続計画（BCP）を一般災害対策編に追加 【一般】
- ・災害時市の広報として、情報連携の一つに「コミュニティFM」を追記 【一般】
- ・収容避難所における介助犬等についてのスペース確保及び家庭動物のためのスペース確保に努めることを追記業務継続計画（BCP）を一般災害対策編に追加 【一般】
- ・業務継続計画（BCP）を一般災害対策編に追加 【一般】
- ・火山現象に関する情報等の文言の修正 【火山】

■ 恵庭市水防計画の修正

1. 計画修正の趣旨

平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害防止法の改正が行われ、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画に指定するとともに、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施が義務付けられたことに伴い、恵庭市水防計画の所要の修正を行う。

2. 主な修正事項

- (1) 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び訓練を行わなければならない旨の修正
- (2) 文言の修正（用語の定義、気象情報の種類、指定河川洪水予報、水位情報の通知及び周知等）